



募集

令和8年度放課後児童クラブ利用希望者募集



申・問 こども政策課 ☎ 22-9654 FAX 22-9646 ✉ kodomo@city.iga.lg.jp

【対象者】 市内在住の小学生で、保護者が次のいずれかに当てはまる人

- 昼間に居宅外で常時労働している。
- 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働を常時している。
- 長期にわたり疾病等の状態にあるか、同居の親族を常時介護している。

【料 金】 月額 8,000 円／人（長期休業時は別料金）

【申込方法】 各放課後児童クラブ・こども政策課・各支所にある申請書に必要事項を記入の上、希望する放課後児童クラブへ提出 ※申込多数の場合は抽選

【申込期間】 11月4日(火)～28日(金) 午後3時～6時

放課後児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
放課後児童クラブフレンズうえの	緑ヶ丘中町 4354	22-0033	40 人
放課後児童クラブ第2 フレンズうえの	緑ヶ丘本町 4153	21-8118	60 人
放課後児童クラブキッズうえの	上野徳居町 3276	24-4440	40 人
放課後児童クラブふたば	上野紺屋町 3181	21-0005	70 人
放課後児童クラブ風の丘	ゆめが丘二丁目 11	22-8805	60 人
放課後児童クラブ第2 風の丘	ゆめが丘六丁目 6	23-2009	60 人

放課後児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
放課後児童クラブウイングうえの	西条 114	24-8181	40 人
成和西放課後児童クラブ	大内 751-1	51-4122	20 人
成和東放課後児童クラブ	猪田 1350	24-0200	30 人
上野北放課後児童クラブ	東高倉 2055	51-8368	40 人
中瀬放課後児童クラブ「ネバーランド」	西明寺 105	23-0010	30 人
三訪放課後児童クラブ	三田 986-1	51-6831	10 人
柘植放課後児童クラブ	柘植町 2343	45-3010	30 人
西柘植放課後児童クラブ	新堂 160	45-3055	20 人
壬生野放課後児童クラブ	川東 1659-5	45-7900	40 人
島ヶ原放課後児童クラブ (令和8年4月1日～島ヶ原小中学校へ移転)	島ヶ原 514-2	59-3345	20 人
阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」	馬場 1045	43-1210	40 人
大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	平田 25	47-1717	40 人
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	桐ヶ丘二丁目 266	52-3591	45 人

民間の放課後児童クラブ（申込方法などは直接お問い合わせください。）

放課後児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
いが放課後児童クラブ	久米町 872-1	23-6587	20 人
放課後児童クラブふえるまーた	沖 266-1	51-5822	35 人
日の本クラブ上野東	緑ヶ丘本町 751-1	54-6655	35 人
(新設) 放課後児童クラブ Step (上野東・上野西・久米小学校区)	上野桑町 2220	22-0750	15 人



お知らせ

令和8年度地域活動支援事業補助金



申・問 住民自治推進課 ☎ 22-9639 FAX 22-9694 ✉ chiikidukuri@city.iga.lg.jp

市民などの自主的なまちづくり活動と個性的で魅力あふれる地域づくりを推進するため、市民公益団体の活動に対し市が経費の一部を補助します。

【対象団体】 次のすべてに当てはまる団体

- 市民公益活動（自主的かつ主体的に不特定多数の人の公益の増進に寄与することを目的に行う活動）を行う団体であること
- 市内に在住、在学または在勤する5人以上の人で構成されていること
- 活動拠点が市内にあること、またはその活動が主に市内で行われること
- 定款、規則または会則などを有していること
- 年間をとおして活動し、事業にかかる収支が明らかであること
- 住民自治協議会や自治会、区でないこと

【申込期間】 11月1日(土)～12月26日(金)

【事業の採択】 令和8年3月に開催予定の公開審査会（プレゼンテーション）の結果をもとに推薦順位を決め、採択の可否を決定します。

【過去の採択事業例】

- 里地・里山、環境の保全
- 外国人防災リーダーの育成
- 多文化交流サロンの実施
- 観光案内ボランティア活動 など

【部門・補助金額など】

部 門	内 容	補助率	補助限度額
基礎支援	新たに団体を立ち上げる際の必要経費や団体が新たに実施する事業	1/2	30 万円
課題発見支援	専門家からのアドバイスを受け、課題の解決を図る事業	1/2	30 万円
協働促進支援	行政との協働 市が定めたテーマに対し市と協働して実施する事業 【テーマ】 国籍を超えた地域交流事業	10/10	50 万円
	さまざまな主体との協働 他の団体と協働して実施する事業	1/2	30 万円

【申込方法】 必要書類を上記まで。様式は、市ホームページからダウンロードできます。



お知らせ

第3次伊賀市総合計画を策定しました



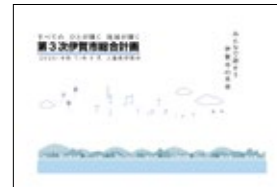
問 未来政策課 ☎ 22-9620 FAX 22-9672

◆総合計画とは

市のこれからのあるべき姿とそれを実現するための考えや方向を示し、総合的・計画的にまちづくりを進めるための基本的な方針をまとめたものです。

合併から20年が経ち、あらゆる主体との協働、共創により、これからの伊賀市の新しいまちづくりを計画的に進めていくために、「第3次伊賀市総合計画」を策定しました。

第3次伊賀市総合計画ほか資料などは、ホームページで公開しています。



◆計画期間

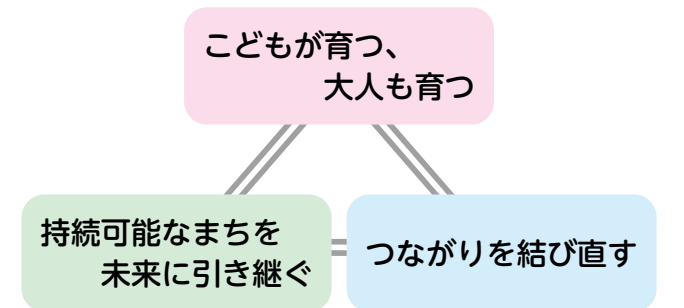
2025（令和7）年度から2028（令和10）年度までの4年間

◆将来像

すべてのひとが輝く 地域が輝く
～みんなで話そう 伊賀市の未来～

◆計画のテーマ

将来像の実現に向け、3つのテーマを「みんなのテーマ」として掲げ、新しいまちづくりに取り組みます。



◆市が抱える課題の解決に向けて

第3次総合計画では、課題から解決策を導くまでのプロセスを可視化し共有する「共感」と、学びたいときに学ぶことができる環境をつくり、さまざまな分野における担い手づくりを行うことで公共への関心を高める「参画」の2つにより、地域力を高める、「これからの公共」の構築に向けて取り組んでいきます。



お知らせ

本人通知制度に登録しませんか



問 住民課 ☎ 22-9645 FAX 22-9643

本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しなどを第三者が請求し、市が交付した事実を郵送でお知らせする制度です。

通知を受けることで、請求が不正であった場合の早期発見、個人情報の不正使用防止や事実関係の早期究明につながります。また、この制度は不正請求を抑止する効果も期待できます。

【登録ができる人】

- 市の住民基本台帳または戸籍の附票に登録されている人
- 市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている人

【登録方法】

本人確認書類（運転免許証など）を持参の上、住民課または上野支所を除く各支所までお越しください。代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参してください。

【本人通知の記載事項】

- 証明書を交付した場合の通知内容は次の4項目です。
 - 交付年月日 ○交付証明書の種別 ○交付枚数
 - 交付請求者の種別
- ※交付請求者の氏名や住所は通知できません。

【通知対象となる証明書の種別】

- 住民票の写し（除票を含む。）
 - 住民票記載事項証明書
 - 戸籍謄本・抄本（除籍・改製原戸籍を含む。）
 - 戸籍の附票の写し（除附票を含む。）
- ※本人通知制度事前登録日の翌日以降に交付したもの

